

入居者が火災、破裂・爆発で借りている建物に与えた損害も補償します

学生ハウジングの入居者保険のご紹介

——弊社指定の火災保険に加入していただきますので家主様もご安心です——

学生ハウジングは、入居の斡旋から退室の手続に至るまではもちろん、その他住まいに関わること全般に関してもホームページなどで無料相談窓口を設けて、よりよい住まいづくりや快適な生活の手助けをしています。その一環として、家主様や入居される方の財産保全を手助けすべく火災保険の代理店業務も行い、入居される方に対して火災保険に加入していただくことを奨励しています。

その内容は、入居される方の家財の損害に対して、火災、破裂・爆発、落雷、風災・雪災だけではなく給排水設備の事故などによる水濡れや台風や集中豪雨による水害についても補償される「住宅総合保険」を主契約として、入居される方が日常生活において他人に対して与えた賠償責任を補償する「個人賠償責任担保特約」と入居される方が火災、破裂・爆発により賃借建物に損害を与えた場合に家主様に対する賠償責任を補償する「借家人賠償責任担保特約」の2つの特約を付けたものです。保険料はワンルームの場合、1年契約で8,000円、2年契約で15,000円となり、お部屋の賃貸借契約期間に合わせて保険契約をしていただいております。保険金額は、鉄筋コンクリート造、ワンルームで家財は342万9千円、個人賠償は1千万円、借家人賠償は2千万円となっています。

この「借家人賠償責任担保特約」により、家主様にとっては、入居者の方の過失によりお貸ししていただいている部屋の損害に対しても補償してもらえますので、ご安心いただけます。また、再契約手続等を弊社にてお任せいただいている物件のうち、非木造のマンションについては、安田火災海上保険がオリジナルで開発した「家庭総合保険総括契約」を採用し、対象外である水濡れで自室の床・壁紙等を修理した時や自室の水道管が凍結により損害を受け修理した時にも補償されます。

しかし、共用部分については、この保険では補償されませんので、家主様自身が建物の火災保険を掛けられることをお奨めします。また、できれば、自動車の飛び込みなどの物体の飛来・落下・衝突や給排水設備の事故などの水濡れや台風や集中豪雨による水害に対しても補償される「住宅総合保険」を掛けられることをお奨めいたします。

賃貸物件・自宅にかかわらず、火災保険に関して疑問等がおありでしたら、見積等ご相談に応じますので、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 学生ハウジング
事務局 高橋 常之

TEL (075) 464-9000
FAX (075) 465-6565